

青森県報

第三千八百二十一号

平成二十六年
三月二十四日
(月曜日)

目次

規 則

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境政策課) ……一

告 示

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二
補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任の一部改正……………(農林水産政策課) ……二
青森県土地利用基本計画の変更……………(監理課) ……二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
右 同……………(同) ……四
青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……五
建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……七
右 同……………(同) ……七
右 同……………(同) ……八

出先機関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(中南地域局) ……八
教育委員会……………(県 民 局) ……八

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………(職員福利課) ……八

規 則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……九
青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則……………(同) ……九
青森県立図書館組織規則等の一部を改正する規則……………(同) ……一〇

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公害防止条例施行規則(昭和四十七年九月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号に次のただし書を加える。

ただし、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及び測定の結果について証明する旨を記載した同法第一百十条の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもつて、同様式によるばい煙濃度測定記録表の記録に代えることができる。

第十七条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「し、その記録を三年間保存すること」を「すること」に改め、計量法第七十七条の登録を受けた者から同様式による水質測定記録表の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百十条の二の証明書の交付を受けた場合(同法第七十条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。)には、当該事項の同様式による水質測定記録表への記載を省略することができる。に改め、同条に次の一号を加える。

三 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又

は同号ただし書に定める証明書（計量法第一百七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

第二十三條第一項第三号中「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改め、同項第六号中「第八條第二十五項」を「第八條第二十七項」に改める。

別表第一の備考の第二号中「K二五四一」を「K二五四一 一から二五四一 七まで」に、「Z八七六二又は規格Z八七六三」を「Z八七六二 一から八七六二 四まで」に改める。

別表第七の表の備考の第一号中「昭和四十七年三月二日青森県告示第百六十九号（騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定等）第二号の表の備考の1に規定する区域」を「騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）に基づく騒音規制地域における第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域として区分された区域」に改め、同備考の第四号中「（平成四年法律第五十一号）」を削る。

第五号様式中

ばい煙関係施設の使用状況	
原材料及び	種類
燃料	硫黄分（％）
ばい煙関係施設の使用状況	
に	
を	

改め、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第七の表の備考の第一号の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

告 示

青森県告示第百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六條第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五條第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 日
株式会社池田介護研究所	居宅介護支援事業所まる	平成 二六・四・一
株式会社ふれんど	居宅介護支援事業所ふれんど	"
北部上北広域事務組合	公立野辺地病院指定居宅介護支援事業所	"

青森県告示第百二十号

平成十九年四月一日青森県告示第百六十三号（補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号中「財団法人青森県りんご協会」を「公益財団法人青森県りんご協会」に改める。

青森県告示第百一十一号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部監理課及び関係市

町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の都市地域、農業地域及び森林地域の区域を次のように改める。

1 都市地域

区域を拡大した町

平内町

2 農業地域

区域を拡大した市

弘前市

3 森林地域

区域を縮小した村

東通村

二 変更の内容

次の図のとおり

(「次の図」は、省略する。)

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協あやめ館

青森市大字三内字丸山一の一七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	青森県民生活協同組合 青森市大字羽白字沢田三〇の一 理事長 井筒智義	変 更 後	青森県民生活協同組合 青森市浜館三丁目七の七 代表理事 平野了三	平成 二 五 ・ 七 一	変 更 日
-------	--	-------	--	-----------------------------	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	青森県民生活協同組合 青森市大字羽白字沢田三〇の一 理事長 井筒智義	変 更 後	青森県民生活協同組合 青森市浜館三丁目七の七 代表理事 平野了三	平成 二 五 ・ 七 一	変 更 日
-------	--	-------	--	-----------------------------	-------------

四 届出年月日

平成二十六年二月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年三月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年七月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
県民生協はまなす館

青森市大字羽白字沢田三〇六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
青森県民生協同組合 青森市大字羽白字沢田三〇一の一 理事長 井筒智義	青森県民生協同組合 青森市浜館三丁目七の七 代表理事 平野了三	平成 二五・七 一 (住所) 二五・六 九 (代表者 の氏名)

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
青森県民生協同組合 青森市大字羽白字沢田三〇一の一 理事長 井筒智義	青森県民生協同組合 青森市浜館三丁目七の七 代表理事 平野了三	平成 二五・七 一 (住所) 二五・六 九 (代表者 の氏名)
株式会社丸大サクラ薬局 青森市大字三内字玉作二の七二 代表取締役 桜井清	株式会社丸大サクラ薬局 青森市大字三内字玉作二の七二 代表取締役 櫻井清	二六・二・三 五
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し	
株式会社コエダ 青森市大字浜田字玉川二二の三 代表取締役 小枝正機		二〇・三・二 四

四 届出年月日

平成二十六年二月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年三月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年七月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載するもの。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四條第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十六年一月十四日公表）の全部を次のとおり変更したので、同條第十項において準用する同條第五項の規定により公表する。

平成二十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成23年において、生産量が1.6万トンで全国第7位、生産額が4.46億円で全国第8位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。
このように、水産業は本県にとつて極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。
一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。
今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成25年4月～平成26年3月	若干
まあじ	平成25年1月～12月	若干
まいわし	平成25年1月～12月	
まさば及びごまさば	平成25年7月～平成26年6月	若干
するめいか	平成25年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成26年4月～平成27年3月	若干
まあじ	平成26年1月～12月	若干
まいわし	平成26年1月～12月	
まさば及びごまさば	平成26年7月～平成27年6月	(注1)
するめいか	平成26年4月～平成27年3月	若干

(注1) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) まあじ、まいわし及びするめいかについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成21年～23年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(注3) するめいかの管理対象期間は、平成26年4月～平成27年3月に変更とし、この措置は平成26年4月1日から有効とする。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成26年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰線第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成26年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	388

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社竜見建設工業
- 二 代表者の氏名 遠藤 淳矢
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字深沢五の四六一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般二四)第一〇〇六三二号
- 五 取消年月日 平成二十六年二月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年一月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青森ホームコンポーネント
- 二 代表者の氏名 高橋 五十一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字柳川一の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般二二)第一六八七〇号
- 五 取消年月日 平成二十六年二月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年九月三十日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社丸美佐藤組

二 代表者の氏名 佐藤 善一

三 主たる営業所の所在地 青森市けやき二丁目二の八

四 許可番号 青森県知事許可（特 二三）第三九六八号

五 取消年月日 平成二十六年三月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る特定建設業の許可

取消しの原因となった事実
平成二十六年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、鬼沢檜木土地改良区に係る土地改良事業計画の変更

認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

中南地域県民局長 高 原 至 智

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年三月二十五日から同年四月二十一日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（課、室等）」に改め、同条第一項中「及び文化財保護課」を

「文化財保護課及び高等学校教育改革推進室」に改める。

第四条の前の見出し中「各課」を「各課及び室」に改め、同条第十二号中「他課」

を「他課及び室（第三条第一項に規定する室をいう。第十六条の七第二項を除き、以下同じ。）」に改める。

第五条第四号中、「発送及び保存」を「及び発送」に改め、同条中第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等の総括に関すること。

第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号中「高等学校の設置、管理及び廃止」を「高等学校の管理」に改め、同号を第七号とし、第九号中「組織編制に関すること」の下に「(高等学校教育改革推進室の所掌に係る事務を除く。）」を加え、同号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十五号を二号ずつ繰り上げる。
第九条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験に関すること。

第九条の三の次に次の一条を加える。

第九条の四 高等学校教育改革推進室においては、次の事務をつかさどる。

一 高等学校教育改革の推進に関すること。

二 県立中学校及び高等学校の設置及び廃止に関すること。

三 県立中学校の学級編制並びに県立高等学校の課程、学科及び学級編制に関すること。

四 県立中学校及び高等学校の通学区域に関すること。

第十条(見出しを含む。)中「各課」を「各課及び室」に改める。

第十二条第二項ただし書中「第五号」を「第六号」に改め、同項第一号中「発送及び保存」を「及び発送」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関すること。

第十二条の三第二項第六号中「発送及び保存」を「及び発送」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関すること。

第十四条第二項中「教育長を補佐し」の下に「高等学校教育改革推進室に係る事務を整理するとともに」を加える。

第十四条の二第二項中「課」を「課及び室」に改める。

第十六条第一項中「第十六条の二、第十六条の五、第十六条の七」を「第十六条の

三、第十六条の六、第十六条の八」に改める。

第十六条の五第一項中「課」の下に「室」を加える。

第十六条の七第一項中「課」の下に「室」を加え、同条を第十六条の八とし、第十六条の二から第十六条の六までを一条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の一条を加える。

(室長)

第十六条の二 室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第十八条第一項及び第二十条第一項中「課」の下に「室」を加える。

第二十二条第一項中「前十七条」を「前十八条」に改め、「課」の下に「室」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「課長」の下に「室長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則

青森県総合学校教育センター組織規則（平成十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「、発送及び保存」を「及び発送」に改め、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関する事。

第四条第二項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 特任指導主事

第五条中第十五項を第十六項とし、第七項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 特任指導主事は、上司の命を受け、特に命ぜられた研修及び研究等の業務に従事する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県立図書館組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県立図書館組織規則等の一部を改正する規則

（青森県立図書館組織規則の一部改正）

第一条 青森県立図書館組織規則（昭和三十二年五月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「、発送及び保存」を「及び発送」に改め、同条中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一

号を加える。

十一 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関する事。

（青森県立少年自然の家規則の一部改正）

第二条 青森県立少年自然の家規則（昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「、発送及び保存」を「及び発送」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関する事。

（青森県立郷土館規則の一部改正）

第三条 青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、発送及び保存」を「及び発送」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関する事。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭